

神宮文庫本活語斷續譜の筆者に關する疑問

岡 田 希 雄

一

神宮文庫本活語斷續譜は、時枝誠記氏がはじめて學界に紹介し「鈴木朗の國語學史に於ける位置に就いて」(國語と國文學昭和二年一月號)せられて以來、同氏の岩波講座本國語學史(昭和七年八月刊)山田孝雄博士の國語學史要(昭和十年五月刊)などに於いても説述せられ、其の學術的價値の評論は大體盡されて居るのだが、但し紹介は、詳しい、書誌的説明に至りては不十分でもあり、些細ながらも誤記が存在するので、酒井秀夫氏は特に「神宮文庫本活語斷續譜について」(一文、國漢研究昭和十一年六月號)を發表せられたのである。僅か四頁の分量で、斷續譜に關する記事の主要なる部分は二頁餘り

ではあるが、流石に訂補の意味で書かれたものであるから要領を得て居るのは云ふまでも無い。だがしかし遺を拾ふ事は動もすると可能であるものである。自分は以前に此の斷續譜を二度見せて頂きしものだが、今また此の貴重書表紙には「特」の票をば幸ひにも繰反し、精査する事が出来る事と成つた。ところで今、出来る限り綿密に調べて見ると、筆者に關しては酒井氏が云ひ漏された事が無いでも無いと思はれるので其れを述べて、自分の所見の當否につき、此の本を一見した人々の批判を乞ひ、今後此の本を見る事ある人々に、觀察點に就いて注意を促さうとするのである。

記述の都合上、酒井氏の文と重複する事も記さなければならぬが、仕方無い事である。

さて本書は縦九寸三分、横六寸六分の袋綴一冊、假綴本の書皮と名づく可き程の特別である。書皮は表のも裏のもの、本文と同じ美濃紙に別に、同じ美濃紙二枚を糊で密着させたものを綴目の反対の側で糊附したものと覺しい。此の説明物を見ない人には判りかねるかも知れぬが、書皮の事は決して必要ではないから、冗説するには及ぶまいと思ふ。斯う云ふ装釘は此の寫本が出来た時よりのものだらうと考へるが、假り表と裏との書皮以外の用紙は十五紙、全部同質紙、此の申活語斷續譜に關する紙は六丁、言語四種論此の書名に關するものは八紙、最後の一紙は白紙である。虫害も少々はあるが、文字に支障を及ぼして居るものは無い。今此の墨付十四紙但し表書皮は十四に付き細述すると左の如くである。

表書皮。向つて左端上方に「活語斷續譜」と行草體で書いてあり、右下方には「寛居」と云ふ長方形陽刻朱印がある。足代弘訓の印である。

神宮文庫本活語斷續譜の筆者に關する疑問

第一紙表。扉に當る。やゝ左寄りに、行書大字にて活語斷續譜と記し、其の向つて右にはるかに小さき行草體で

此譜書入共乍御面働御熱臂被下思召

一盃御直し可被下偏奉希候以上

と片假名平假名交りで二行に書いてある。何れも墨書時枝氏が此譜云々「乍」字を時枝山田兩氏が候と讀まれたのが誤であるのは、酒井氏の言の如くである。「而働」「熱臂」の用字も珍しい。「朗」も此の字體であり「暇」では無い。此の「此譜書入云々」の三十三字は便宜上扉の書入と呼ぶ事とし、活語斷續譜の五字は扉の書名と呼ぶ。此の頁の右上方に神宮文庫の正方形陽刻朱印がある。

第一紙裏。七行にわたりて片假名文のハシガキがある。第二紙表より第五紙裏まで。斷續譜の譜の本文である。片假名文。第二紙表の右下方に表紙にあると同じ「寛居」の印がある。

第六紙表。大字にて「追考」が、「追考」と云ふ標題と共に

に六行に書いてある。片假名文。第六紙裏は白紙。

第六紙押紙。こゝに縦七寸八分、横四寸の紙片が貼付してあつて、其の内容は、第二紙表の野線内（但し朱線まで）のの記事と殆んど同じである。

第七紙表。書名も何も無くて突然、第一行より「言語ニ四種ノ別アル事」を標題とする一節がはじまる。即ち言語四種論であつて、以下第十四紙表までは、言語四種論である。片假名文、一頁十一行。朱で句點を施して居るが、十二紙表の半分餘りまでしか施して無い。朱の書入れは第十二紙表三行目に、割註にすべき物を本文同大に書き下してあるために、「ワリカキ」と左に傍書して居るのがあるのみ。

以上記した事、一般人には餘りにも些細にして興味無き事に見え、國語學史家と云はるゝ人々でも、書誌輕視主義の人は、無用の冗舌と見なす人もあるだらうと考へるが、自分では必要と認めるので殊更に記したのである。

三

さて此の寫本では、筆者が一人であるか、其の筆者が著者の朗自身であるか何うかと云ふ事が、問題と成つて居る。しかして筆者が同一人であるか何うかに關して、酒井氏は斷續譜に就いて「書入れは全部一筆であり、本文と同筆である」と斷言し、且つ著者「朗の自筆であらうと推定」せられ、四種論の方も「やはり著者の朗筆と想像される」と云はれた。つまり此の一冊を全部同筆で、著者の自筆なりとせられるのである。だが果して何うか。自分の見るところでは、何うも此の一冊が同筆であるやうには考へられないのである。

筆蹟の鑑定は極めて難しい事であるが、自分には何うも此の一冊が同筆であるとは思はれない。

(イ) 先づ表紙の題箋は達筆であり、書中（此の「書」とは此の一冊を云ふ以下同じ）比較すべきものと云へば扉の書入のみである。譜の字は旁の第四・五畫は正しく縦の二本が書いてある。是れを甲種と名づく。

(ロ) 扉の書名。是れは先づ力ある筆意である。(へ)の追考とは同筆らしく認め得るが、他に似た筆意は無いやうだ。譜字

は傍の第四、五の兩畫を縦の一本で濟ませて居る。是れは注意すべき特徴である。是れを乙種と名づく。

(ハ) 扉の書入。達筆と云ふ可き行草體にて、他に比較すべきものが無い。たゞイの題箋があるのみだが、イと同筆であるか何うかは明言できぬ。(ロ)を書いた人の筆であるか何うかも明言は出来ぬ。譜字は乙種である。

(ニ)「ハシガキ」の筆は達筆とは云へぬ。(イ)(ロ)(ハ)と同筆であるやうには思はれぬ。譜字は一字あるが甲種である。

(ホ) 第二紙表より第五紙裏までの斷續譜本文。これは書入れも本文も一筆と信ぜられる。力の無いたどくしい拙な文字である。(ニ)と同筆のやうに認める。譜字は、最初の書名に一字見えるだけだが甲種である。

(ヘ) 追考。これも巧みとは云へぬやうだが、筆力は確かにありて、(ニ)(ホ)と同筆とは思はれない。譜字は三字存するが、何れも乙種である。(ロ)とは同筆の如くに見える。

(ト) 押紙。これは(ニ)(ホ)と同筆と認め得る。譜字は一字見えるが、甲種である。

次ぎは四種論の方であるが、これは八丁分が確かに二筆

に分たれ居り、

(チ) 第十紙裏末行までは、筆力弱く、肉細で、字形もやゝ小であるが、

(リ) 第十一紙表第一行以下は、筆力あり、肉も(チ)に比して太く、字形も(チ)よりはやゝ大きい。とにかく(リ)は同一人の筆であるやうには思はれないのである。(チ)(リ)を前の(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ト)に比べると、(チ)は明らかに(ホ)と同筆であると信ぜられるが(リ)に似たものを見ない。譜字は(チ)(リ)の兩部に各一字づつあるが何れも甲種である。

以上述べた所を要約すると

(イ) (ロ) (ハ) は同筆だらう。

(ニ) (ホ) (ト) は同筆であらう。

と云ふ事に成る。しかして譜字に甲乙二種の書方のある事を主眼として分類すると、

(ロ)(ハ)(ヘ)

(イ) (ニ) (ホ) (チ) (リ)

に分ち得る。しかして、是れらを折衷すると、(ロ) (ハ) (ヘ) を一類とし、(ニ) (ホ) (チ) を一類とし、(イ) (リ) を其れ／＼一類とせしめ得るやうである。

だが、繰返し云ふが、筆蹟の鑑定は極めて難しい事である。同一人であつても楷行草の字體によりて、筆意は異なる事もあり得るし、平假名と片假名との相異によりても筆意は異り得、人に見せうとして氣を入れて書いたものと、安易な氣分で書いたものとても筆意の相異はあり得る。だから輕卒な事は云へないが、此の一冊の寫本に於いては、自分の見るところに従へば、表紙の題箋は大して重要でも無いから別として、其れ以外には少くとも二筆はあるやうに思はれ、酒井氏の所見とは一致しないのである。此の當否はともあれ、少くとも二筆より成るらしく見られる事は、自分が意見を徴した四人の人達も同意であつた。

四

次に筆者に關して、全冊同筆と見る酒井氏は朗の自筆

であらうと推定せられた。氏は名古屋市立圖書館所藏の朗自筆本を調査し、特に文化五年六月起草の醫事扨言と比較し、「くづし書は割合に達筆であるが、かたい文字は上手とは言へない。兩者○希云、扨言と共筆に力の無い、なぞる様な書き方である」と云ひ、且つ個々の書體に就いても、シは第二畫と第三畫とが續く、タは第三畫が第二畫の下方向へ比較的長くはみ出す、ネ・セは「チ」「せ」を書く、時字は略してすで済ませると云ふ風に述べて居られる。朗の自筆本により精査せられた上での言だから、自筆本を見ない自分は批判する資格は無い。

だが、此の寫本に就いて注意したいのは、誤字のあることである。

- (1) ハシガキの所で二度類字の扁の犬を女に書き誤つて居る。四種論の方にもある。第九紙裏七行 (他に第字を弟と書く例があるが、これは平安朝期寫本に於いても混用せられて居るから問題とは出来ぬ)
- (2) ハシガキの「テニヲハ」がテニヨハと書いてある。
- (3) ハシガキの第四行のキレツキは是れでも可いが、他の例

より云へばキレツマキとある可きものである。

- (4) 斷續譜本文第一紙上欄書入れに「此六行同格ノ語也ハタラク モジノ韻皆同ジウノ……」とある文に於いて、ハタラクの下に無用の空白が一字分程存する。

- (5) 御國詞活用抄の第十三會に當るイユの上欄に「此行ノ詞ニ越^ツシムヲコスト云事アリ」と云ふ記入が存するが、越の傍調はコユと成つて居る。

- (6) 第廿二會は降ルと云ふ動詞の活用にル、ル、ル、リ、ルレ、リ、リ、リと云ふ活用であるが、最後のリの左横に○で圍んでコ字が書いてある。これは降⁺ロスと云ふ場合もあると云ふ意味で、ロを書く可きもののだのにコが書かれて居るのである。(斯のロの類を書くのは、斷續譜には、他にも例がある。脚結抄の装圖の影響であると察せられる)

- (7) 活用抄第廿七會に相當する惡シの活用の第六等はシカシと成つて居るが、これはシカレ即ち惡シカレの誤である。

- (8) 斷續譜本文の最後の丁即ち第六紙裏の最終の行は、第三

等の説明文の末の方であるが「……外ノ詞ニハアラズニアリノコ、ロナルガ」で切れて居り不完全である。ところが柳園叢書本では「ニアリノ心ナルガ語勢ノコトナルノミナリコレ皆證トスベシ」とありて續つて居る。無論斯くあるべきものだが神宮文庫本では書き落したものと見なければならぬ。(是れだけの文句を書くだけの餘白は有り餘る程充分に存するのである)

- (9) 第四等の説明に「此等ヨリ有ニツ、ク時多クツマリ轉ノ第四ノ韻トナル其ノ中ニ居リノミハ第五ノ韻トナル也」(弟字まゝ、第とある可きもの)とあるは書かれてある事項の数、刊本より少いが)刊本に「此段有ニツマキテツマルトキ、作用ノ詞ハ第四ノ韻ニ轉ズル格也、詞ニヨリテハテヲソヘテ、タリトナルアリ、又居リノミハ、第五ノ韻ニ轉ズ……」とあるのに比べると、「ツマリ轉ノ」のノはノ即ちシテの誤字であり、多クツマリ(約)轉ジテ云々とある可きものである事が判る。本書ではテニヲは符號をつけて居るが、印刷の便宜上からを代用させる

- (10) 追考の所の押紙では第八等の所に「コノ内シムニツマキ

テスニツ、カツアリ」とあるがツ、カツは常識から判斷しても、第二紙表と比較してもツマカヌとある可きものなのだ。

(11) 押紙第三等に「ラジニツマク」とあるラジはラシの誤記である。此の他、清濁を誤り、テニヲハの右旁に——の印を施すを落し、又其の印を施し誤つた例は珍しく無い。

(12) 四種論の例では「体ノ詞ノ事」の節に「善事僻事クシワザノ万ノ名目也」第七紙裏 一行目とあるクシワザは此のまゝでは意が通ぜないが、他の稿本四種論信友本と呼ぶ。後に言及する。と比べるとクシワザとある可きものにして、つまり善事僻事ノシワザの義であり、ノは領格の助辭である。

(13) 同じ節に第八紙裏寫し落したか、後で気づいたかの何れかで上欄に補記せられて居る短い文中に「物アハレヲシルノアハレ、否モウモノイナウ、アヤニカシコシノアヤ、コレヲ皆心ノ聲ニ……」とあるが、「物ノアハレ」「コレヲ皆」とある可きだ。此の補記の文は信友本には見えぬが、刊本には存し、「物ノアハレ」此タグヒ皆心ノ聲

ニノ……」と成つて居る。

(14) 形状ノ詞作用ノ詞ノ事」の節に第八紙裏 九行目動詞の終止形をタグスツヅヌフブムウルと云ふ風に音圖の横列順に

擧げて居るが刊本こゝにもフ達ム編とある可きフ・ムの二字の中フをツに誤り、ムは記號としての三角形と認めずには居られぬ形に誤つて居るのである。随分極端な例である。

(15) 同じ節第八紙裏 七行八行に「サレバコノシリノ二モジテトマル詞ハ」とあるは、二モジニテのニが落ちて居るのだ。

(16) 同じ節第九紙 表五行に「カノ形状ノ詞ヲモ、一ツニ用ノ詞トイヒ來レルハ、少シイカマニテ、ノ形状ハ体ニ近キ所アリ」とありて、イカマニテの次ぎにノ字の有するのはいぶかしいが、信友本や刊本には此のノは有せない。カノ又はソノの誤記か。

(17) 同じ節に第十紙 裏七行「カナタノ古書ノ詞ノ解ガタキハ……」とある詞字の旁が司で無くて、同と成つて居る。甚だいぶかしい。

(18) 「テニヲハノ事」の節筆殿から云へに「又テニヲハノ貫連

ネ使ヒ動ノ万ノ詞トナル」とあるものは、第十一紙前後の裏六行目

關係から此のまゝでも通ぜない事は無いが、信友本や刊

本に比べるとテニヲハノのノはノの誤字であり、テニヲ

ハシテ貫連ネ使ヒ動カシテとある可きところである。

(19) 同じ節表十二紙に「キレツ・キモシテウヅクテニヲハラ

ソヘテ六也」とあるウヅクはウヅク(動)の誤り。

(20) 其の頁の六行目に「又詞ニツラナルテニヲハノ類ニモア

ラスヤウナレドモ……」とあるアラスヤウはアラヌヤ

ウの誤りである。

(21) 第十二紙表五行にコレヲ三種ノ詞ノ類ニアラズとある

コレヲはコレヲとある可きもの、信友本や刊本は正し

い。

(22) 同じ節表十三紙に「不ハウゴカステニヲハナリ」とある

はウゴカステニヲハの誤りである。

(23) 同じ節表十三紙に「ツハテトウコキツルトウゴキ」とあ

るツは濁點不要にてツとある可きだ。

(24) 同じ節表十三紙に「キハシトウゴク形状ノ詞ノシトキル

ハツマクウラウヘナリ」とある文は、朱の句讀も無い文

神宮文庫本活語綴讀の筆者に關する疑問

であるが(信友本には此れに類した文句は無い)刊本に

「キハケリノコ、ロニ似テ、下ニツツク時ハシトナル也」

とあるのを参照すると、キハシト動ク(所ノ)形状ノ詞ノ

シト續ク(事ノ)反對ナリ」の義であらうから、キル、

は此所に書く必要は無い筈である。

さて斯う云ふ誤字や、其れに類したものがある場合に

は、動もすると、著者の自筆で無い事を推定したくなるの

であるが、其れは必ずしも正しいとは云へない事は自分も

充分知つて居る。しかし誤字も性質によりけりである。類

字の誤記の如きは自分も問題にせぬが26789101112

13141819202122の如きに成ると、誤記の性質上著者の犯し

た誤記とするのには大いに躊躇させられるものではある

まいか。われ／＼でも不注意にて、ついうっかりと誤字を

書く事は珍しく無いから、誤字があるからと云つて、著者

の自筆で無いと云へるとは限らぬが、しかし大體は、右の

やうな誤字は著者自らが書く場合には起りさうに無く、他

人が、内容をよくも理解せずして、義理か役かで書かされ

る場合に生ずる誤謬と見なすべきではあるまいかと考へ

る。

五

そも、著者が自著を、批判を乞ふ爲めに、故に返送を豫期して居る譯である可き人に送ると云ふ場合には、(甲)自筆の草稿を自ら一筆で清書して送る場合、(乙)全部を備筆に委ね、書名とか、斷續譜で云へば批判を記入してくれとの要求文だけを著者が書く場合、(丙)本文の一部を人に書かしめ一部は自ら書く場合其の割り當ては様の三種がある譯で、斷續譜や四種論の如き分量の極めて少いものに於いても、是れを、著者が送つた本其の物であると認める以上は、是れを認めず其の分はそこまでは考へないのである 甲乙丙の場合が想像できる筈である。ところで斷續譜や四種論は、自分の見るところでは一筆であるやうには思はれないのである。従うて全部が朗の自筆であるとは云へなくなる。しかして自分は少くとも二筆より成り、且つ著者ならば犯しさうにも無い誤字があると認めるのである。要するに自分は朗は、「斷續譜のハシガキと本文及び押紙、四種論全部を人に書

かしめ扉と其の書入れ、及び追考だけを自ら書き込んだものではあるまいか」と疑ふのである。

前にも斷つた通りに自分は朗の筆蹟に就いては全く何も知らないのだから、此の寫本の筆者について疑ひを挟む資格は無い筈であるが、たゞ本書が全部一筆であるやうには見受けられない事、朗をよくの輕忽な人間とするならば知らず、さも無い時には——尤も朗はかなりに輕卒な人間であつたと思ふ。と云ふのは、此の寫本が他人に寫されたものであるにした所で、斯う云ふ不完全な寫本を、批判を乞ふために、人に送つた事は事實であるからである。

——説明のつきかねる誤字が存する事などから、此の寫本をば、朗の自筆と認めるには躊躇したく成る事を述べて批判を仰ぎたいのである。

六

神宮文庫本言語四種論尤も書名は無いのだがの筆者に言及したに關し、此の本と信友本、及び二種の刊本との關係を一言する。

信友本は京大圖書館所藏の伴信友校藏書の中の一つにして、信友舊藏本である。縦七寸九分、横五寸三分五厘、空色布目表紙、言語音聲考（刊本では雅語音聲考と云ふ）と合綴と成つて居る。前者は十二丁、後者は十四丁、後者に書名の無きは神宮本と同じであるが、此の合綴本に「言語音聲考音語 草稿」と云ふ題箋是れは信友の筆であると認められるがあるのを見ると、言語四種別考とでも云つて居た事があるのだらうか。二書とも同一人が書いたのであつて克明な字だが、信友の筆では無い。音聲考の尾には

享和癸亥六月

鈴木朗

草稿

この書は草稿のまゝなるを朗ぬしより直にかり得てうつしたるなり

平篤胤

文化二年六月十日借得篤胤本倩人令書寫了十四日一

校卒畢附什貳葉

伴信友

とあるから、音聲考を寫した事情は明らかだが、四種編の方に此の種の奥書は無いために、音聲考と同時に寫されたか何うかは、全く判らない。だがやはり同じ時に篤胤の

神宮文庫本言語斷續譜の筆者に關する疑問

本を借りて寫さしめたと思はれて可いものではあるまいか。此の音聲考が、刊本と成るまでの稿本であり、享和癸亥六月と云ふ年月日の注意すべきである事は、すでに數年前に述べた事があるが、此の四種論も亦、刊本に至るまでの稿本であるために、朗の學術發達の模様を検するのに役立つのである。

次に刊本は單行本と柳國叢書本とがある。單行本は半紙版で、刊記は無いやうだが、扉には中央に「言語四種論」とあり、左右に「尾張儒臣鈴木常介著」「文政甲申歲玉華堂梓」とある。文政甲申七年は著者六十一歳の時であつた。石田元季氏の鈴木雖屋翁年譜の文政九年條に「言語四種論」を成る」とあるは非。玉華堂は何所の書肆か知らぬが恐らくは名古屋かと思ふ。大阪で本文は十一丁、其の第一丁は目錄にして其の尾に二字下げて

右言語ノ四種ニワカル、事ハ、大方萬國ノ言語ミナカハリナシ、但シ外國ハ、我御國ノ如クナル精シキテナハナキ故ニ、タゞ其趣ノミノ別テナリ、我御國ノハ、テナヲハニテ其姿イトサガカニ別レタリ、委シクハ本書ヲ讀テ知ベシ

鈴木朗シルス

と云ふ附言めいたものがあるが、署名の朗字は、本文の署名と同一く、普通の柳園叢書本には、此の附言が無い。さて本文は十丁、一頁九行。

次ぎに柳園叢書本も半紙本だが斷續語と合綴と成つて居る。四種論十一、斷續語七丁。江戸の柳河春蔭の校刻であるが、刊年は不詳、但し刊記の廣告文に洋學に關する書名が多いのを見ると幕末頃かとの推定が可能である。此の叢書本四種論は「右以鈴木先生自筆稿本寫之了」とあるから、刊行者は文政の刊本のあるのを知らずに刊行したものと想はれる。ところで本文は文政本と相異があるかと云ふに、目錄や附言の有無、叢書本第一節の尾の一字下げの五行、第四節の尾の一字下げの十五行が文政本に存せないのを除けば、殆んど同一である。即ち、語句は勿論の事、漢字の當て方、傍訓送り假名までも殆んど一致する。ナリと也との相異の類は極めて少いが相異と稱すべきは、文政存する。誤刻による相異が二ヶ所あるが相異と稱すべきは、文政本が「マシハマクト働ク」第四節の尾に作るを、柳園本が「マクニ働ク」に作り云ふ可きか、柳園本が第二節の尾を「……………百チ千チノヲ又子綱何ガシ綱ノヲナリ」に作るに、

文政本には又以下の九字が無いと云ふ二點のみである。
（文政刊本にラの項の無いのは著者が無い方が可いと認めて削つたものと想はれるのである。従うて、柳園本の方が古き原稿で、文政本の方が定本的なものであらうと想はれる。）故に刊本は二種あつても「刊本」の名の下に一種と見て支障は無い。

さて神宮本、信友本、刊本の三種を比較して三者が如何なる關係にあるかを吟味すると、書かれてある事項（主として學說に關する）、語句は其れ／＼相異があるのだが、神宮本は或いは信友本と一致し、或いは刊本と一致したりする。云ひ換へると、信友本と刊本との間の相異點は大きい、信友本と神宮本との相異、神宮本と刊本との相異は大きくないのである。是れを一々例證を擧げて詳細に冗説する必要は無いと信じるから詳述はせぬが、一斑を示すと左の如くである。

○神宮本 第七紙 三行 に「此アリカタ詞、シワザ詞ト云事ハ己ガ今新ニ設タル名也」とあるは、信友本にも見えるが、刊本一オ、柳園本の丁には見えない。

○神宮本 第七紙に「詞ニ四種ノ別トハ……」とあるものは刊本と同じだが、信友本には「言語ニ四種ノ別アリトハ」とある。

○神宮本 第七紙に「一ツハ体ノ詞、又動カヌ詞ト云、」とあるものは刊本と同じだが、信友本では「又ウゴカヌ詞トイフ」が割註と成つて居る。

○第二節「体ノ詞ノ事」のはじめの所は、刊本には「体ノ詞ヲ二ツニ別クレバ、形アル物ト形ナキ物トノ違ヒアレドモ……」とあるが、信友本は「体ノ詞ニ二種アリ……」と六行の説明があり、神宮本も殆んど同じ文である。

○神宮本の同じ第七紙裏に「終リニ附モジノ動キハタラク事ナシ、サレド酒ヲサカ何、竹ヲタカ何、手ヲタ何、ト云一類アリ、又火ヲホ何、ホノ何、ホヲコ何、コノ何ト云一類アリ」とあるものは、サレドの下に朱で「の印をつけ、上欄にも其の記號を書き、其の下に「天ヲアマ何、アマノ何」と書き、是れを補ふ可き事を示して居るが、斯う云ふ本文は刊本に近いものであり、精密に一致するのでは無い。

神宮文庫本清語斷續譜の筆者に關する疑問

信友本には天云々の補入は無いから、信友本と神宮本との關係は遠いのである。

○其の直ぐ次ぎの所に、神宮本には「斷續譜ノ第四等コレ也、但シ鶺鴒ツキハスノミコト齊イソコト不フ合ヘ尊ミコト、又融ユキノ大臣ノ御名ノ類ハ、各別ノ事也」とあり、例の「」と云ふ朱筆記號により「テニヲハヲ轉ノ体ノ詞トスル事、物アハレヲシルノアハレ、否イナモウモノイナウ、アヤニカシコシノアヤ、コレヲ皆心ノ聲ニシ、テニヲハノ類ナルヲ、カクサマニ云寸ハ体ノ詞ニ轉セルナリ」を補入すべきを示して居るが、「第四等」とあるものは、信友本は第四行に作り刊本は第四等に作り、ウガヤフキアヘズノ命や融大臣の事は、信友本にはありて、刊本には無く、テニヲハヲ轉ノ云々の補入は信友本には無く、刊本には存する。

○「体ノ詞ノ事」の尾は次ぎの如くである。

（信友本）体ノ辭ノ終ニモ、テニヲハノツケルハ一ツ・二ツ・イクツノ數ノ辭ノツト、イクラソコラナドノラナリ（神宮本）体ノ辭ノ終ニモ、テニヲハノツケルガアルハ、一ツ・二ツノ數ノ辭ノツト、イクラソコラノラ也

(文政刊本)名目ノ辭ノ終リニモ、テニヲハノツケルガアルハ、一ツニツノツ、廿チ卅デ百チ千デノチナリ

(柳園本)文政本と大體同じだが「千デノチ」の下に「又子綱何ガシ綱ノチ」の九字が存する。

○「形狀ノ詞作用ノ詞ノ事」の節の中に神宮本は 第九紙裏二行

「又善惡シト云モ、ヨカリアシカリト云モ、異ナル意ナシ、又漢藉ヲ訓ニ何ミ然タリト云フハ、何ミ然トアリニテ、和語ノ何ミシト云ニアタレリ、コレ等ニテ二モジノ意ハ異也ナガラ用ジ趣ナルヲ知ベシ」と書いて居り、刊本にも大體同じ事が見えて居るが、信友本には漢籍云々以下の文は無い。

○神宮本では右の文の直ぐ次に 第九紙裏六行 「作用ノ詞ノ中

ニ、自然^{シホ}オノヅカラシカル也、アガル・ト使然^{シホ}也、アグ・サグ・イヤス・トノ二ノ意アリテ、其自然ノ詞ハ、作用ナガラ形狀ニ近シ、ソレハタマ形狀ノ作用也、形狀ノ詞ノ終リ、シモジナルハ、皆自然也、リモジナルハ皆作用ノ詞ニ付ト云フヲソヘテ形狀トシタルニテ、自然ノ事モアリ、又使然ノ事モ多シ、ソレハタマ其作用ノ形狀也」と

云ふ文が存し、信友本にも同文が見えるが、刊本には全然此の文は無いのである。

○同じ節 神宮本十紙表八行 に「テニヲハノ詞ニ、テニヲハヲソヘテ

用ノ詞トスル事、ヨブノヨ、ヲメクノヲ、アハレムノアハレ、ナクナゲクノナ、ウベナフノウベ、イナムノイナ、此タグヒ皆詞ニアラヌ聲ナレバ、テニヲハノ類ヒナルニ、第三ノ韻ノモジヲソヘテ作用ノ詞トシタリ、第二ノ韻ニテ形狀ノ詞トスル事ハ、アヤシ、カナシ、イマダシ、ウベシ、又後ノ事ナガラ、ゲニシノタグヒ也」とあるのは大體刊本と同じであるが、信友本は「テニヲハノタグヒナルニ」の次ぎは「用ノ詞ノテニヲハヲソヘタルハ、用ノ詞トナレル也、形狀ノ詞トスルコハ、アヤシ、カナシ、イマダシ、ウベシ、マタ後ノ事ナガラ、ゲニシノ類也」に作つて居る。

○「テニヲハノ事」の節に神宮本 第十二紙裏十一行 が「次ニベシハコレモ同ジ格ニテ事ノ狀ヲオシハカリ定ムル詞也、コレニ似タルカシラシハウゴカヌテニヲハニテ、意ハ各異ナレドモ、シモジノ意同ジカルベシ、リヨリ下ノ六ハ皆右ノ

テニヲハ也、タリハテアリトアリ……」とあるものは、
信友本^オ一二に「同格ニテオシハカリタル事ノサマ也、リ
タリナリセリノリハ皆有ナリ」とあるのに比べると異なる
が、刊本にはやゝ近い。

○刊本の中には「言語ニ四種ノ別アル事」の節の
尾に一段下げて記した六行が存するが、是れは信友本に
も神宮本にも存せぬ。此の他柳國本に今一條存する一
段下げの文も寫本に見えぬ。

○刊本には「形狀ノ詞作用ノ詞ノ事」の節^{柳國本五ウ八行より裏三行まで、文政本に「漢語ヲ和語ノ格ニ働カシ用ル事……カハル事ナシ」とあるは寫本には見えぬ。}

○刊本には「師ノ活語活用格」六オ「活用格ノ第二十七會」ハ
ウ「活用格ノ第九會」九オと云ふ引用があるが、寫本では
兩本ともに書名を活用抄に作り、第廿七會は第廿六會
に、第九會は第廿三會に作つて居る。此の活語活用格と
云ふ名は刊本の斷續譜にも見えるが、神宮本斷續譜は、
其れをも活用抄として引いて居るのである。ところで
此の活語活用格が宣長の御國詞活用抄と酷似したもの

神宮文庫本活語斷續譜の筆者に關する疑問

である事は直ぐ判るので、「この活語活用格といふもの
は、本居の御國詞活用抄に基づいて鈴木が別に編したもの
であらう」^{國語學史要}と云ふ想像も容易であるが、朗は活
用格を自著としたのでは無くて「師ノ活語活用格」と呼
んで居たのである。其の活用格は朗が自説により活用
抄を訂補したものであり、小異もあつたために、刊本で
は第九會とあるものが、寫本では廿三會と成つて居たり
するのである。しかして其の活語活用格の面影は刊本
斷續譜によつて窺はれる。

上述の如くに、事實に關し<sup>是れはできるだけ詳しく述べたく
思つたが、煩雜でもあるから、實
行はできなかった。但し語句に關しこれは殆んど二種の寫本と
主眼點は述べたつもりだ省略した</sup>刊本との間に、一致不一致があるのである。しかして是れ
が何を示すかと云へば、云ふまでも無く、信友本と刊本と
の中繼と成るものが神宮本であり、信友本を訂補して神宮
文庫本成り神宮本を訂補して刊本と成つた事を示すもの
である。四種論の基礎と成つたものは「活語トマリノ文字
ノ説」<sup>名古屋市圖書館藏にして享和元年八月、宣長の批評を乞うた
ものであると云ふが、自分は見て居ない。又信友本、神宮</sup>